

# 青森県報

第三千八百四十六号

平成二十六年  
五月二十三日  
(金曜日)

## 目次

### 告 示

- 火薬類製造保安責任者及び火薬類取扱保安責任者試験の事務を行う指定試験機関の所在地変更の届出…………… (防災消防課) …… 一
- 介護保険法による居宅サービス事業者の指定…………… (高齢福祉課) …… 一
- 介護保険法による介護予防サービス事業者の指定…………… (同) …… 二
- 公有水面埋立ての免許の出願の要領…………… (漁港漁場整備課) …… 二
- 基本測量の実施…………… (監理課) …… 四
- 右 同…………… (同) …… 四
- 基本測量の終了…………… (同) …… 五
- 右 同…………… (同) …… 五
- 公共測量の実施…………… (同) …… 五
- 公共測量の終了…………… (同) …… 六
- 右 同…………… (同) …… 六
- 公 告…………… (監理課) …… 六
- 特定調達契約に係る契約の相手方の決定に関する公示…………… (会計管理課) …… 七
- 除雪車両の交換に係る一般競争入札…………… (同) …… 七

## 告 示

### 青森県告示第四百十七号

火薬類取締法（昭和二十五年法律第四百九号）第四十五条の七第二項の規定により、丙種火薬類製造保安責任者試験並びに甲種火薬類取扱保安責任者試験及び乙種火薬類取扱保安責任者試験の実施に関する事務の全部を行わせることとした公益社団法人全国火薬類保安協会から次のとおり試験事務を取り扱う事務所の所在地の変更の届出があったので、同法第五十三条第二項第三号の規定により公示する。

平成二十六年五月二十三日

青森県知事 三 村 申 吾

一 変更後の試験事務を取り扱う事務所の所在地

東京都中央区八丁堀四丁目一三の五

二 変更年月日

平成二十六年四月一日

### 青森県告示第四百十八号

介護保険法（平成九年法律第二百二十三号）第四十一条第一項本文の規定により、次のとおり居宅サービス事業を行う者を指定したので、同法第七十八条第一号の規定により公示する。

平成二十六年五月二十三日

青森県知事 三 村 申 吾

指定居宅サービス事業者		居宅サービスの種類	居宅サービス事業を行う事業所		指定期間
名称又は氏名	主たる事務所の所在地又は住所		名称	所在地	年月日
医療法人 恩幸会	弘前市大字石川字石川九七	訪問介護	石川ヘルパーステーション	弘前市大字石川一丁目二五の三	平成二六・五・一
株式会社 Kリフォイム対馬	弘前市大字馬屋町二五の一〇	特定福祉用具販売	株式会社 Kリフォイム対馬	弘前市大字馬屋町二五の一〇	"

医療法人仙知会	弘前市大字高屋字本宮四八〇の四	通所介護	デイサービスセンターまるめる	弘前市大字東長町三八の三	"
社会福祉法人長慶会	弘前市大字坂市字亀田五三の三	短期入所生活介護	ショートステイ長慶の里	弘前市大字坂市字亀田五三の三	"
有限会社さかもと	五所川原市字鎌谷町五一九の五	通所介護	通所介護事業所さかもと広場	五所川原市大字五所川原市字新の七	"
株式会社坂本コーポレーション	五所川原市字新町五〇	訪問介護	ヘルパーステーションほつと	五所川原市字新町五〇	"

青森県告示第四百十九号

介護保険法（平成九年法律第百二十三号）第五十三条第一項本文の規定により、次のとおり介護予防サービス事業を行う者を指定したので、同法第百十五条の十第一号の規定により公示する。

平成二十六年五月二十三日

青森県知事 三 村 申 吾

指定介護予防サービス事業者	名称又は氏名	主たる事務所の所在地又は住所	介護予防サービスの種類	介護予防サービス事業を行う事業所	名称	所在地	指定年月日
医療法人仙知会	弘前市大字高屋字本宮四八〇の四	通所介護	デイサービスセンターまるめる	弘前市大字東長町三八の三	"	"	"
株式会社OKRリフォース△対馬	弘前市大字馬屋町二五の一〇	特定介護予防福祉用具販売	株式会社OKRリフォース△対馬	弘前市大字馬屋町二五の一〇	"	"	"
医療法人恩幸会	弘前市大字石川字石川九七	介護予防訪問介護	石川ヘルパーステーションくどう	弘前市大字石川一丁目大仏下二五の二	平成二十六年五月二十三日		

青森県告示第四百二十号

公有水面埋立法（大正十年法律第五十七号）第二条第一項の規定により、平成二十六年五月十五日公有水面の埋立ての免許の出願があったので、同法第三条第一項の規定により、その要領を次のとおり告示する。

なお、その関係書面及び図書は、告示の日から起算して三週間、六ヶ所村役場に備え置いて縦覧に供する。

平成二十六年五月二十三日

青森県知事 三 村 申 吾

社会福祉法人長慶会	弘前市大字坂市字亀田五三の三	介護予防短期入所生活介護	ショートステイ長慶の里	弘前市大字坂市字亀田五三の三	"
有限会社さかもと	五所川原市字鎌谷町五一九の五	介護予防通所介護	通所介護事業所さかもと広場	五所川原市大字五所川原市字新の七	"
株式会社坂本コーポレーション	五所川原市字新町五〇	介護予防訪問介護	ヘルパーステーションほつと	五所川原市字新町五〇	"

- 一 出願人の住所及び名称並びにその代表者の住所及び氏名
  - 1 出願人の住所及び名称
    - 青森市長島一丁目の一 青森県
  - 2 代表者の住所及び氏名
    - 青森市長島一丁目の一 青森県知事 三村申吾
- 二 埋立区域
  - 1 位置
    - 上北郡六ヶ所村大字泊字泊山一番一七三から一番一七五及び上北郡六ヶ所村大字泊字焼山九九六番から九九七番に隣接する地先公有水面
  - 2 区域

測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第十一条第一項第一号の規定による  
 国土交通省告示（平成十四年一月十日告示第九号）で定められた平面直角座標第  
 十系を用いて得た次の各地点のうち、の地点から㉓の地点までを順次に結んだ  
 線及びの地点と㉓の地点とを直線で結んだ線により囲まれた区域

- の地点 X座標 プラス二二三三九三・八四五  
 Y座標 プラス四七一六一・一五六
- の地点 X座標 プラス二二三三七〇・四二三  
 Y座標 プラス四七一五五・二五四
- の地点 X座標 プラス二二三三七六・一三六  
 Y座標 プラス四七一三二・六二四
- の地点 X座標 プラス二二三三八一・七五二  
 Y座標 プラス四七一三三・九八〇
- の地点 X座標 プラス二二三三八三・〇九四  
 Y座標 プラス四七一二八・五四四
- の地点 X座標 プラス二二三三七九・一七五  
 Y座標 プラス四七一二七・四〇〇
- の地点 X座標 プラス二二三三〇二・一五八  
 Y座標 プラス四七一〇九・四九六
- の地点 X座標 プラス二二三三〇四・八六〇  
 Y座標 プラス四七〇九五・〇九九
- の地点 X座標 プラス二二三三一一・二一九  
 Y座標 プラス四七〇九三・二二一
- の地点 X座標 プラス二二三三二四・〇八七  
 Y座標 プラス四七〇九一・三五八
- の地点 X座標 プラス二二三四〇六・一五三  
 Y座標 プラス四七〇八五・六六九
- の地点 X座標 プラス二二三四一四・二一六  
 Y座標 プラス四七〇九三・七七三
- の地点 X座標 プラス二二三四二二・〇二三  
 Y座標 プラス四七〇九二・四九〇
- の地点 X座標 プラス二二三四〇七・六〇八  
 Y座標 プラス四七一〇〇・一九六

- の地点 X座標 プラス二二三四〇一・八〇一  
 Y座標 プラス四七二二八・一七五
  - の地点 X座標 プラス二二三四〇〇・八二二  
 Y座標 プラス四七二二七・九八四
  - の地点 X座標 プラス二二三四〇〇・五二四  
 Y座標 プラス四七二一九・三七九
  - の地点 X座標 プラス二二三三九九・九三四  
 Y座標 プラス四七二二七・九六五
  - の地点 X座標 プラス二二三三八九・六四四  
 Y座標 プラス四七二二三・二五九
  - の地点 X座標 プラス二二三三九四・五八八  
 Y座標 プラス四七二四四・一〇八
  - ㉑の地点 X座標 プラス二二三三九〇・二二三  
 Y座標 プラス四七二四九・四〇六
  - ㉒の地点 X座標 プラス二二三三九四・一〇三  
 Y座標 プラス四七二五二・五四九
  - ㉓の地点 X座標 プラス二二三三九五・六五七  
 Y座標 プラス四七一五六・六二五
- 3 面積  
 三、八二〇・九二平方メートル
- 三 埋立てに関する工事の施行区域
- 1 位置  
 上北郡六ヶ所村大字泊字泊山一番一七三から一番一七五及び上北郡六ヶ所村大  
 字泊字焼山九九六番から九九七番に隣接する地先公有水面及び臨港道路地内
- 2 区域  
 測量法第十一条第一項第一号の規定による国土交通省告示（平成十四年一月十  
 日告示第九号）で定められた平面直角座標第十系を用いて得た次の各地点のうち、  
 ㉑の地点から㉓の地点までを順次に結んだ線及び㉑の地点と㉓の地点とを直線で  
 結んだ線により囲まれた区域
- ㉑の地点 X座標 プラス二二三四九九・二九五  
 Y座標 プラス四七二〇〇・二七八
  - ㉒の地点 X座標 プラス二二三四九四・七五〇  
 Y座標 プラス四七二〇〇・二七八

3  
面積

Qの地点	Y座標 プラス四七二二六・〇七二
X座標 プラス一三二四六八・三三〇	
Pの地点	Y座標 プラス四七二三九・九四七
X座標 プラス一三二四三五・一一一	
Oの地点	Y座標 プラス四七二〇四・七〇六
X座標 プラス一三二四二〇・四〇五	
Nの地点	Y座標 プラス四七〇八七・六八六
X座標 プラス一三二四三〇・四四八	
Mの地点	Y座標 プラス四七〇七六・八九〇
X座標 プラス一三二四二五・九四三	
Lの地点	Y座標 プラス四七〇八三・八五二
X座標 プラス一三二三七〇・八五一	
Kの地点	Y座標 プラス四七〇八六・五四五
X座標 プラス一三二三三三・二九一	
Jの地点	Y座標 プラス四七〇八八・七三二
X座標 プラス一三二三〇七・九三六	
Iの地点	Y座標 プラス四七〇八九・六六八
X座標 プラス一三二二六七・八一〇	
Hの地点	Y座標 プラス四七二七一・八一〇
X座標 プラス一三二二七〇・七八四	
Gの地点	Y座標 プラス四七一五四・〇四七
X座標 プラス一三二二七一・一八一	
Fの地点	Y座標 プラス四七二二二・三三三
X座標 プラス一三二二二七・七八四	
Eの地点	Y座標 プラス四七二二二・三三三
X座標 プラス一三二二二七・七八四	
Dの地点	Y座標 プラス四七二二二・三三三
X座標 プラス一三二二二七・七八四	
Cの地点	Y座標 プラス四七二〇七・一五三
X座標 プラス一三二二二四・二三一	
Bの地点	Y座標 プラス四七二六三・五一五
X座標 プラス一三二二二四・二三一	

二一、六六三・五一平方メートル

四 埋立地の用途  
漁港施設用地

~~~~~

青森県告示第四百二十一号

国土地理院長から、次のとおり基本測量を実施する旨の通知があったので、測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第十四条第三項の規定により公示する。

平成二十六年五月二十三日

青森県知事 三 村 申 吾

一 作業種類  
基本測量（一等磁気測量）

二 作業期間  
平成二十六年五月二十日から平成二十七年二月二十八日まで

三 作業地域  
上北郡横浜町

~~~~~

青森県告示第四百二十二号

国土地理院長から、次のとおり基本測量を実施する旨の通知があったので、測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第十四条第三項の規定により公示する。

平成二十六年五月二十三日

青森県知事 三 村 申 吾

一 作業種類  
基本測量（空中写真撮影・オルソ作成）

二 作業期間  
平成二十六年六月二日から平成二十七年三月三十一日まで

三 作業地域  
青森市  
弘前市

八戸市

黒石市

五所川原市

十和田市

むつ市

つがる市

東津軽郡平内町、蓬田村、外ヶ浜町

西津軽郡鰺ヶ沢町

南津軽郡藤崎町、田舎館村

北津軽郡板柳町、鶴田町、中泊町

上北郡七戸町、六戸町、東北町、六ヶ所村、おいらせ町

下北郡東通村

三戸郡五戸町

青森県告示第四百二十三号

国土地理院長から、次のとおり基本測量を実施した旨の通知があつたので、測量法(昭和二十四年法律第百八十八号)第十四条第三項の規定により公示する。

平成二十六年五月二十三日

青森県知事 三 村 申 吾

一 作業種類

基本測量(「電子国土基本図(地図情報)」修正測量)

二 作業期間

平成二十五年六月二十八日から平成二十六年三月三十一日まで

三 作業地域

県内全域

青森県告示第四百二十四号

国土地理院長から、次のとおり基本測量を実施した旨の通知があつたので、測量法

(昭和二十四年法律第百八十八号)第十四条第三項の規定により公示する。

平成二十六年五月二十三日

青森県知事 三 村 申 吾

一 作業種類

基本測量(機動観測)

二 作業期間

平成二十五年七月十日から平成二十六年三月三十一日まで

三 作業地域

青森市

黒石市

十和田市

平川市

上北郡七戸町

青森県告示第四百二十五号

測量計画機関の長から、次のとおり公共測量を実施する旨の通知があつたので、測量法(昭和二十四年法律第百八十八号)第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

平成二十六年五月二十三日

青森県知事 三 村 申 吾

一 測量計画機関

青森市

二 測量の種類

公共測量(空中写真撮影)

三 測量の期間

平成二十六年五月一日から平成二十七年三月三十一日まで

四 測量の地域

青森市

青森県告示第四百二十六号

測量計画機関の長から、次のとおり公共測量を実施した旨の通知があつたので、測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

平成二十六年五月二十三日

青森県知事 三 村 申 吾

一 測量計画機関

青森市

二 測量の種類

公共測量（空中写真撮影）

三 測量の期間

平成二十五年六月一日から平成二十六年三月三十一日まで

四 測量の地域

青森市

青森県告示第四百二十七号

測量計画機関の長から、次のとおり公共測量を実施した旨の通知があつたので、測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

平成二十六年五月二十三日

青森県知事 三 村 申 吾

一 測量計画機関

八戸市

二 測量の種類

公共測量（デジタル撮影・写真地図作成）

三 測量の期間

平成二十五年七月二十九日から平成二十六年三月三十一日まで

四 測量の地域

八戸市全域

公 告

特定調達契約に係る契約の相手方の決定に関する公示

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成七年政令第百七十二号）第四条に規定する特定調達契約につき契約の相手方を決定したので、同令第十一条の規定により次のとおり公示する。

平成二十六年五月二十三日

青森県知事 三 村 申 吾

一 特定役務の名称及び数量

ASPによる電子入札コアシステム提供等業務委託 一式

二 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地

青森県土整備部監理課

青森市長島一丁目の一

三 契約の方法

随意契約

四 契約の相手方を決定した日

平成二十六年三月二十八日

五 契約の相手方の名称及び住所

株式会社日立システムズ東北支社

宮城県仙台市青葉区本町二丁目一五の一

六 契約金額

二千七百八十八万五千六百円

七 随意契約の理由

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第十条第一項 第一号

八 契約の相手方を決定した手続

予定価格の制限の範囲内の価格による見積りであったので、契約の相手方としたものである。

除雪車両の交換に係る一般競争入札

次のとおり一般競争入札により契約を締結するので、地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第六十七条の六の規定により公告する。

平成二十六年五月二十三日

青森県知事 三 村 申 吾

一 一般競争入札に付する事項

次に掲げる物品と県所有の物品との交換とし、その物品に要求する性能等は、入札説明書による。

ロータリ除雪車（除雪幅二・六メートル、四百四十七キロワット級） 一台

二 納入期限

平成二十七年三月二十五日

三 納入場所

入札説明書による。

四 入札に参加する者に必要な資格

1 地方自治法施行令第六十七条の四第一項及び第二項に規定する者に該当しない者であること。

2 平成二十三年六月二十九日青森県告示第五百五十九号（物品等の競争入札参加資格）の一、平成二十四年二月一日青森県告示第五十九号（物品等の競争入札参加資格）の一、平成二十五年二月一日青森県告示第六十九号（物品等の競争入札参加資格）の一又は平成二十六年一月三十一日青森県告示第五十一号（物品等の競争入札参加資格）の一のいずれかの規定によりAの等級に格付された者であること。

3 物品の製造の請負、買入れ及び借入れに係る契約並びに役務の提供を受ける契約に係る競争入札参加資格者名簿登載業者に関する指名停止要領（平成十二年一月二十一日付け青管第九百十二号。以下「指名停止要領」という。）に基づく知事の指名停止の措置を、一般競争入札参加資格審査申請書の提出期限の日から開

札の時までの間に、受けていない者であること。

4 一般競争入札参加資格審査申請書の提出期限の日から開札の時までの間に、指名停止要領別表第九号から第十六号までに掲げる措置要件に該当する事実（既に知事の指名停止の措置が行われたものを除く。）がない者であること。

5 交換物品又はこれと同等の類似品について相当数の納入実績等があることを証明した者であること。

6 交換物品について迅速なアフターサービス及びメンテナンスの体制が整備されていることを証明した者であること。

五 入札に参加する者に必要な資格の審査の申請の時期及び場所等

1 入札に参加しようとする者は、あらかじめ、四に定める資格を有することについて、次に従い、一般競争入札参加資格審査申請書（以下「申請書」という。）により、審査を受けなければならない。

2 提出時期等

(一) 入札への参加を希望する者は、申請書に係る書類を添えて、平成二十六年六月十七日までに青森県出納局会計管理課長に提出しなければならない。また、申請書の内容について説明又は必要に応じて内容の変更等を求められた場合には、これに応じなければならない。

(二) (一)の説明又は内容の変更等に応じない者は、当該入札に参加することができないものとする。

(三) (一)の審査結果については、申請者に対して書面により別途通知する。

3 提出場所

青森市長島一丁目の一

青森県出納局会計管理課物品調達グループ

電話 〇一七 七三四 九〇九九

4 提出部数 二部

六 入札説明書の交付等

入札説明書の交付場所、契約条項を示す場所及び問合せ先  
青森市長島一丁目の一  
青森県出納局会計管理課物品調達グループ

電話 〇一七 七三四 九〇九九

七 入開札の日時及び場所

1 日時

平成二十六年七月四日(時間は、入札説明書による。)

2 場所

青森市長島一丁目の一  
青森県庁舎 東棟一階会計管理課入札室

八 入札執行回数

原則として三回を限度とする。

九 入札保証金及び契約保証金に関する事項

入札保証金は免除するものとし、契約保証金は青森県財務規則(昭和三十九年三月青森県規則第十号)第百五十九条の規定による。

十 落札者の決定方法

交換物品に要求する性能等が満たされていると判断した製作仕様書等を提出した者で、かつ、予定価格の制限の範囲内で、交換差金に係る最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

十一 契約の締結

1 落札決定の日から七日以内に契約を締結する。

2 落札の決定後、当該入札に係る契約の締結までの間において、当該落札者が四に掲げるいずれかの要件を満たさなくなった場合には、当該契約を締結しない。

十二 入札条件

青森県財務規則に定める入札者心得書を遵守するほか、入札説明書による。

十三 入札書記載金額

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の百分の八に相当する額を加算した金額(当該金額に一円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額)をもって落札金額とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の百分の八に相当する金額を入札書に記載すること。

十四 その他

1 契約手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨

2 入札の無効 入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札、申請書に虚偽の事実の記載をした者の入札及び入札に関する条件に違反した入札は、無効とする。

3 契約書作成の要否 要

4 その他 詳細は、入札説明書による。

SUMMARY

1 Nature and quantity of the products to be purchased:

One (1) Rotary Snow Plows  
(2.6 meter blade length,  
447 kilowatt-class)

2 Time limit for tender:

4 July, 2014 (Please refer to a bid manual in time.)

3 Contact point for the notice:

Account Management Division  
Accounting Bureau  
Aomori Prefectural Government  
1-1-1 Nagashima  
Aomori City, Aomori 030-8570  
JAPAN  
TEL 017-734-9099

(発行者・発行人)  
青森市長島一丁目一番一号  
青森県

(印刷所・販売人)  
青森市第一問屋町三丁目番七七号  
東奥印刷株式会社

毎週月・水・金曜日発行  
定価小口一枚二付十五円四十四銭